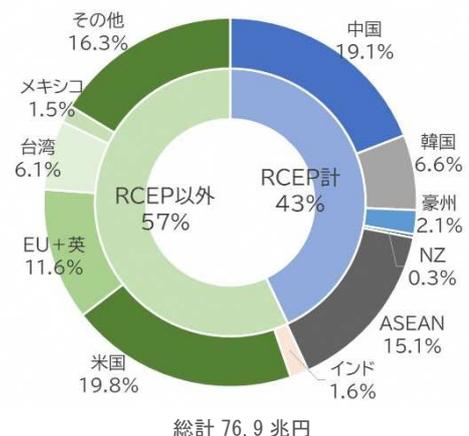


## 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定が及ぼす県内企業への影響について ～農林水産物及び工業製品の中国向け輸出を中心に～

上海事務所長 末永 尚也

### 1. 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の概要

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（以下「RCEP 協定」という。）は ASEAN10 各国に日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランドの 5 各国を加えた計 15 各国間での経済連携協定である。日本にとって中国、韓国との間で結ぶ初めての経済連携協定であり、2022 年 1 月 1 日には日本、中国を含む 10 各国<sup>1</sup>で発効された。同協定参加 15 各国の 2019 年の輸出額は 5.5 兆米ドルで世界全体の約 3 割を占める規模である。日本の輸出額に占める同参加国の割合は 43%にも及び、このうち中国向けは 19.1%、韓国向けは 6.6%と高いシェアを占めている（表 1）。協定合意内容に基づく関税引き下げ等による経済効果は、協定がない場合に比べ GDP を約 2.7%押し上げるという試算<sup>2</sup>もありその影響を注視したい。



(表 1) 日本の輸出金額に占める RCEP 参加国の割合 (2019 年)  
(出典)財務省資料を元に上海事務所作成

### 2. 物品（農林水産物・工業製品）の中国向け輸出にかかる影響について

RCEP 協定発効により、今後ビジネスチャンスの拡大が期待される分野が、関税撤廃を獲得した農林水産物や工業製品分野である。

#### (1) 農林水産物・食品等への影響

関税撤廃を獲得した農林水産物・食品等の品目（表 2）のうち、清酒に関しては従来の 40%という高い税率を段階的に引き下げ発効後 21 年目で撤廃される予定である。当事務所としても、従来から福岡県産酒の認知度向上、販路拡大に向けた取組みを重点的に行っているところであるが、関税引き下げにより清酒の購入が容易になれば、更なる輸出拡大が期待される。今後は富裕層から中間所得層等へ消費者の拡大も見込めるだろう。2021 年の中国向け農

品目	関税率	合意内容
清酒	40%	21年目撤廃
焼酎	10%	21年目撤廃
ウイスキー	5%	11年目撤廃
炭酸飲料等	5%	21年目撤廃
パックご飯	10%	21年目撤廃
米菓	10%	21年目撤廃
ソース混合調味料	12%	21年目撤廃
醤油	12%	21年目撤廃
チョコレート菓子	8%,10%	11年目又は16年目撤廃

(表 2) 関税撤廃となる主な食品

(出典)農林水産省資料を元に上海事務所作成

<sup>1</sup> 日本、中国、オーストラリア、カンボジア、シンガポール、タイ、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ラオス

<sup>2</sup> 外務省「RCEP 協定の経済効果分析」2021 年 3 月

林水産物及び食品の輸出額は2,224億円で、10年前と比較し6倍以上の規模に拡大、国・地域別でも1位となった。RCEP協定発効により今後、更に重要な市場となるだろう。また、中国への輸出の際に必要な原産地証明の証明方法が、従来の「第三者証明制度」に加え「認定輸出者自己証明制度」、「自己申告制度」<sup>3</sup>が併用されることになったことから「原産地証明取得にかかる費用、時間ともに大幅に軽減されることを期待したい」（上海市内の日系物流企業）との話が聞かれた。

## **（2）工業製品への影響**

工業製品分野でも関税がかからない（無税）品目の割合が8%から86%に上昇、無税品目の割合は従来低く、この割合が大きく上昇することによる日本にとっての恩恵は大きい。特に自動車部品については、電気自動車用部品（モーターの一部、リチウムイオン蓄電池の電極・素材等）やガソリン車用部品（エンジン部品の一部、カムシャフト、エンジン用ポンプの一部等）87%の品目（対中輸出5兆円）の関税が撤廃となる。この他、鉄鋼製品（熱延鋼板の一部、合金鋼の一部）や家電（オーブン、電子レンジ、冷蔵庫等）、繊維製品（合成繊維織物の一部、不織布）の関税が撤廃となる。これらの関税上のメリットは、中国向けに製品を輸出する日本国内企業に限らず、中国に生産拠点を持つ日系企業にとっても、日本から原材料を調達する場合に生じる。福岡県内の関係企業もその影響を幅広く注視する必要があると思われる。

## **3. 今後について**

ビジネスチャンスの拡大は見込めるものの、現時点では日系企業のRCEP協定に対する認知度はまだ高くないようだ。「関税撤廃のスケジュールが長期に及ぶこと、完成車の関税引き下げがないため、利活用に向けた日本企業の動きも鈍いものと推測される。関税引き下げとなる品目やそのスケジュールなど、情報収集を行っている段階の企業が多い」（JETRO 上海）といった指摘もあり、今後は本協定の制度の周知を図ることで、その利用を促すことも望まれる。また、介護福祉用品メーカー（本社：大野城市）からは「これから情報収集を行う段階。当社はRCEP協定参加国間でサプライチェーンを構築<sup>4</sup>しているが、同参加国間の関税一部撤廃により中国市場における価格競争力向上に期待したい。」といった声も聞かれた。上海市及び広州市においてもRCEP協定活用促進措置や利活用企業に対する支援策を発表<sup>5</sup>するなど、地方政府の政策動向も注目される。当所も引き続き情報収集を行ってまいりたい。

<sup>3</sup> 第三者証明制度・・・（経済産業大臣が指定した指定発給機関（日本では日本商工会議所）が原産地証明書を発給する制度）  
認定輸出者自己証明制度・・・（経済産業大臣による認定を受けた輸出者自らが原産地申告を作成する制度）  
自己申告制度・・・（輸出者（生産者）または輸入者自らが原産地申告を作成する制度（国による認定は不要））  
（出典：ジェトロ「RCEP協定解説書」2022年2月）

<sup>4</sup> 日本からASEAN地域（製造拠点）へ部材輸出、同地域で組立て。完成された製品を中国向けに出荷。

<sup>5</sup> ジェトロビジネス短信「上海市、RCEPの活用促進措置を発表、日本との協力強化もうたう」2022年2月  
ジェトロビジネス短信「広州市、RCEP利活用企業に対し11項目の支援策を発表」2022年2月